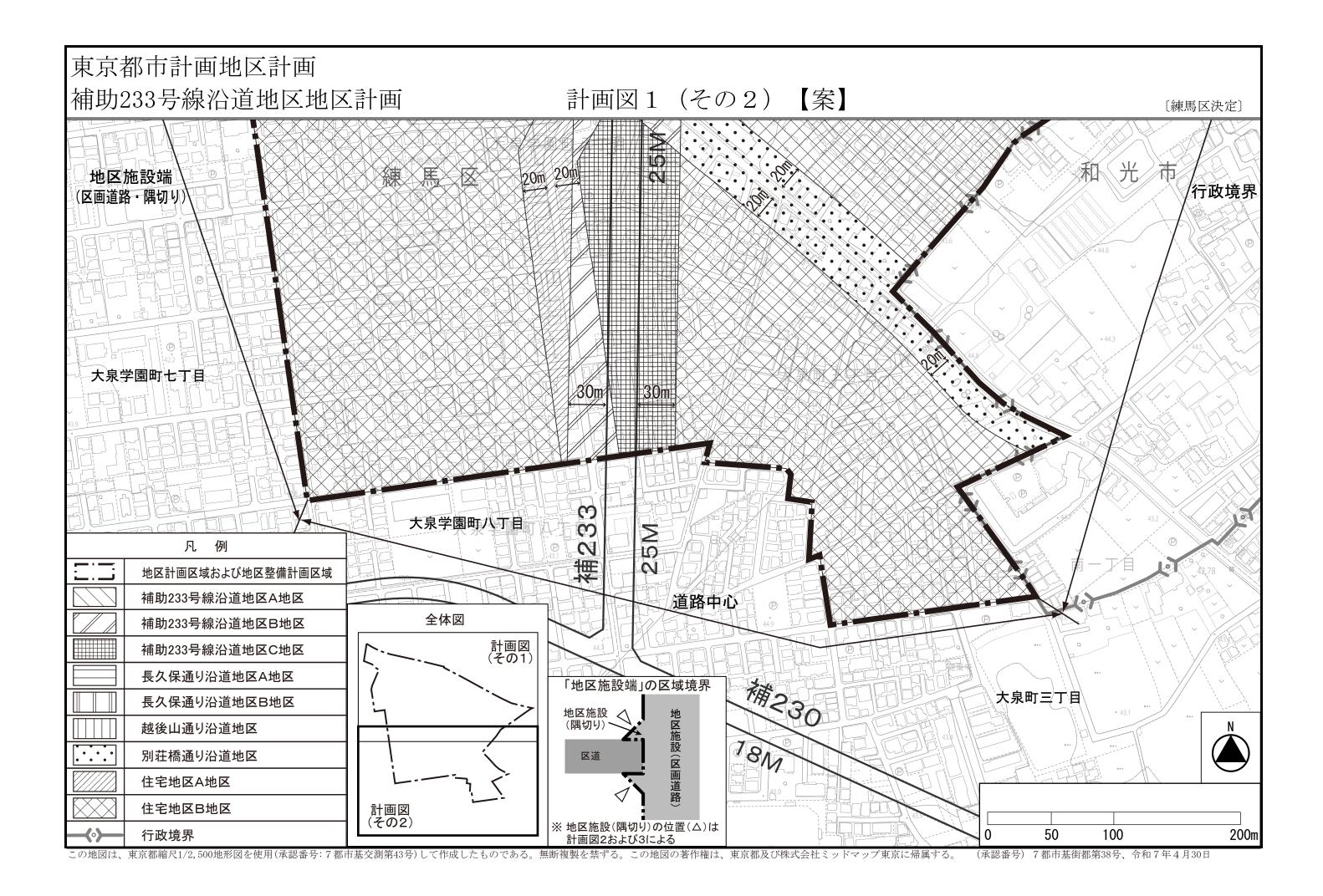
東京都市計画地区計画 補助233号線沿道地区地区計画 計画図1 (その1) 【案】 [練馬区決定] 拡大図 「地区施設端」の区域境界 凡例 全体図 30m// 地区施設 (隅切り) > 地区計画区域および地区整備計画区域 地区施設(区画道路) 計画図 (その1) 大泉学園町九丁目 補助233号線沿道地区A地区 区道 補助233号線沿道地区B地区 補助233号線沿道地区C地区 補233 長久保通り沿道地区A地区 ※ 地区施設(隅切り)の位置(Δ)は 計画図2および3による 長久保通り沿道地区B地区 越後山通り沿道地区 25M 別荘橋通り沿道地区 計画図 (その2) 道路中心 住宅地区A地区 住宅地区B地区 行政境界 道路中心 50 100 200m 見通し線 (世人の200世) 20m Mess 拡大図 30m 大泉学園町八丁自 大泉学園町七丁目 光 20m 20m 地区施設端 行政境界 (区画道路・隅切り



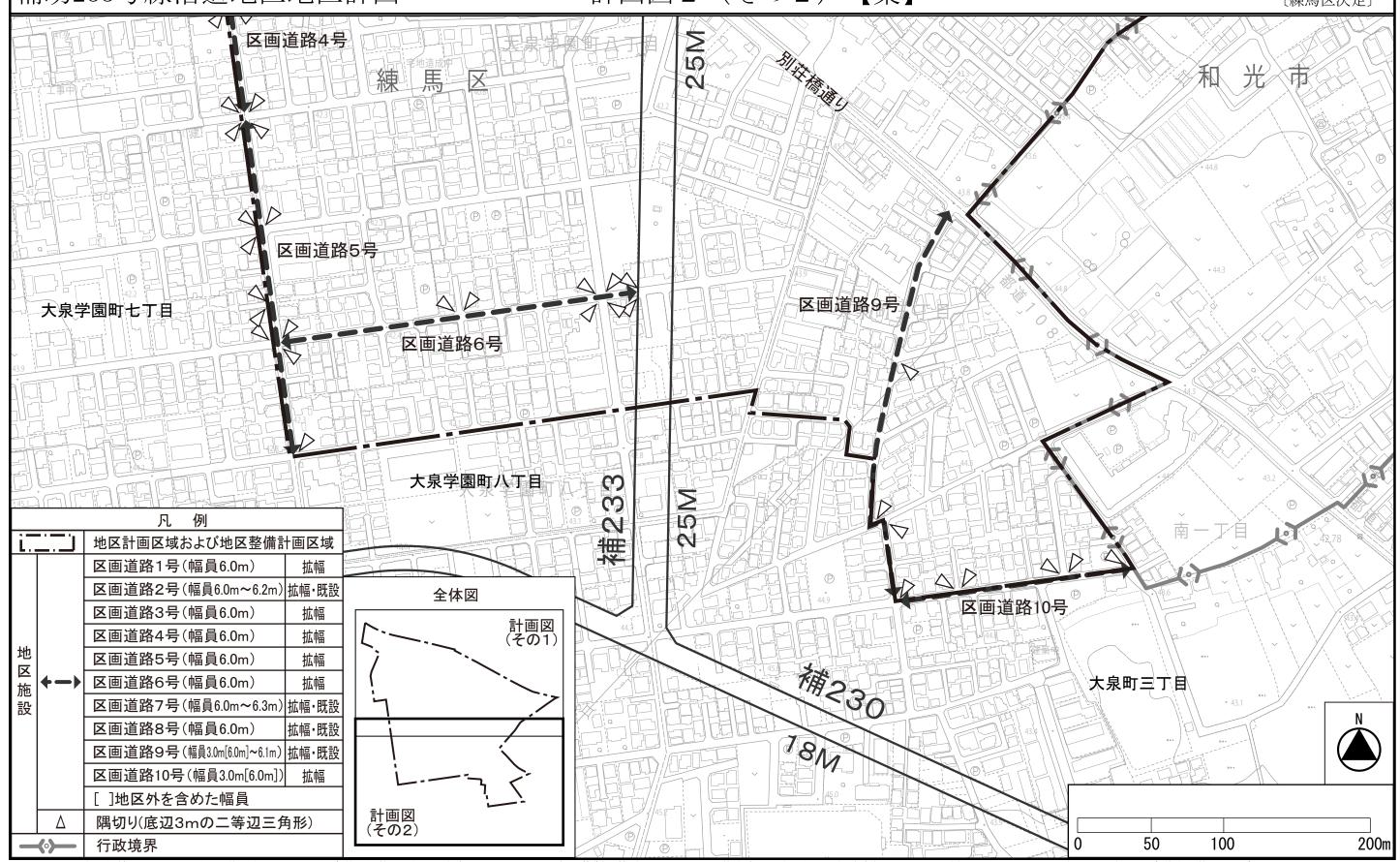
計画図2 (その1) 【案】

[練馬区決定]



計画図2 (その2) 【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

計画図3 (その1) 【案】

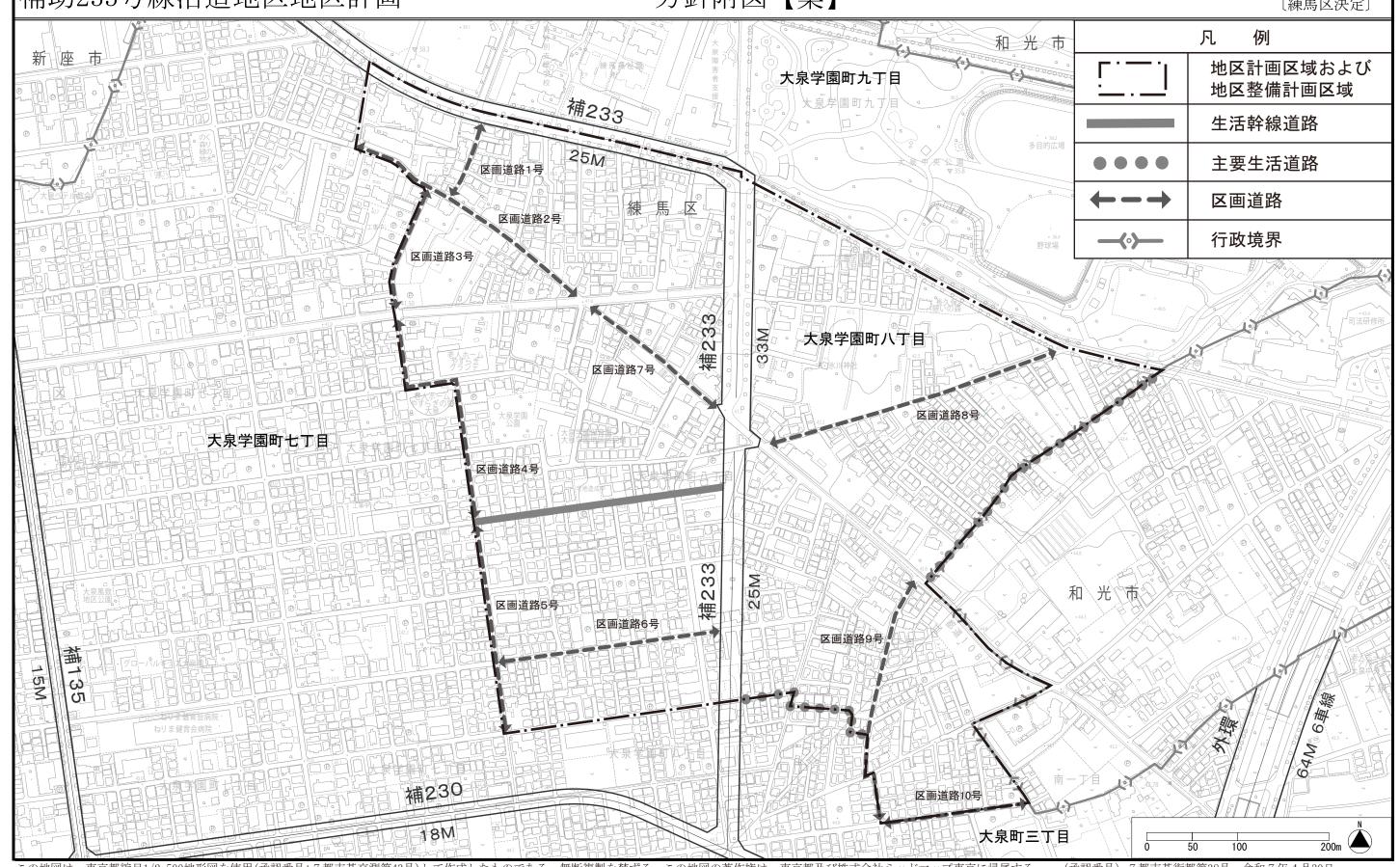
〔練馬区決定〕



東京都市計画地区計画 補助233号線沿道地区地区計画 計画図3 (その2) 【案】 [練馬区決定] 25M 光市 大泉学園町七丁目 大泉学園町八丁目 3 25 N 3 Q 補230 海 凡 例 全体図 計画図 (その1) 地区計画区域および地区整備計画区域 壁面の位置の制限 壁面の位置の制限1号 大泉町三丁目 (道路中心から3m以上) 壁面の位置の制限2号 (底辺3mの二等辺三角形の隅切り) 781 計画図 (その2) 行政境界 **─**⟨**∘**⟩− 200m 50 100 この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

方針附図【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。